

茨城の教育

「教育のつどい2020」に多くの参加者

2020年2月8日に、ヒロサワシティ会館別館を会場に、「教育のつどい2020」が開催され、教職員の他に新婦人や県議の方々の参加がありました。遠方からは、福島公立高教組の方も参加しました。

今年の「教育のつどい」では、中高一貫校問題、若手教員の長時間労働、障害児学校の日常からの3つを取り上げました。

中高一貫校問題①

まず、最初に茨城教育研究所の栗又さんから1998年～2017年の高校再編の経過と18年の高校審議会、19年の「県立高校改革プラン」の経過が報告されました。

1998年からの高校再編は、高校統廃合と新たな学校づくりが中心でしたが、高校審議会の答申と再編計画の発表の間に1、2年の期間を空けて関係機関との

調整や検討に時間をかけていました。また、文科省の指導があったり実施している面もあり、他県の動向なども検討していました。

しかし、中高一貫校の開校を目指した今回の「改革プラン」は、18年12月25日に高校審議会の答申、19年1月10日に「県立高校改革プラン」を発表して、パブリックコメントに取り組んだ後、19年2月20日に、「基本プラン」と「実施プラン第I期」を同時に発表しています。

大井川知事は「スピード感」を公言していますが、中高一貫校や附属中学校について当該高校の管理職、教職員、地域の教育委員会、小中学校の教職員との話し合い、合意づくりが全くなされていません。

東京では、検討委員会の審議の結果、併設型の中高一貫校をやめて中等教育学校に改編しています。また、附属中学校を1(2)クラス作るとしています

茨城県高等学校教職員組合
水戸市平須町番93

Tel 029-305-3075
e-mail iba-kou@mito.ne.jp

が、3クラス未満の中学校を統廃合の対象としてきたこれまでの県の方針にも反しています。なぜ、1(2)学級なのかの説明は何もありません。

栗又さんからは、最後に小学生の中で、附属中学校への進学が話題になっているという話がありました。

中高一貫校問題②

今年4月から中高一貫校になる太田一高からは、高教組副委員長の菅井さんから昨年2月からの太田一高内での経過と最近実施された附属中学校の適性検査が報告されました。

昨年の4月から附属中学担当の教頭と日立一高附属中学の経験のある教員が準備職員として配置され、校内・校外に準備委員



会が設置されました。しかし、「プラン」発表から「募集要項」を出すまでに半年の時間もなく、準備のためのための会議が連日続いたということです。特に、中学校や中学生、保護者に対する説明会を数多く実施しました。

1月に実施した適性検査は、「1, 理数」「2, 国社」と二つあって、問題は県教委が作成したものです。学力ではなく、考え方を問う問題だが、独特な問題なので、事前に塾などで指導を受けているかどうかで結果が変わるということです。午後に、全ての受験生に対して面接を実施しました。

今回の適性検査の受験者は、新聞報道などでも5つの学校でかなりのばらつきがありますが、志願倍率の格差は、県教育委員会の計画そのものの問題です。

また、菅井さんからは太田一高附属中学校の部活の問題が報告されました。部活動は全て高校と一緒に活動できることを前提にして絞り、週3～4日は運動部活動日、週1日は文化部活動日として曜日確定することで、5つの運動部、3つの文化部間で、生徒は兼部可能な設定にしています。

来年度開校の附属中学校には5校とも初年度から必要十分な人員が配置されることになりましたが、臨時的任用が多い小・中

学校から十分な人員を県立中学に充当することは不可能で、高校から附属中学校への異動者を一定数確保しなければ成り立たないことが問題になっています。

中高一貫校でも、知事や県教育委員会の目的や思いとは別に、入学した生徒たちの現状や願いを踏まえた学校づくりが一番重要なことです。そのためにも、手厚い人員増が欠かせません。

若手教員の長時間労働

「若手教員の働き方」について、非常勤講師も含め教員12年目の下館二高の国井さんから報告がありました。

最初に、国井さん自身の19年6月と10月の勤務時間個票が赤裸々に報告されました。6月は、月の超過勤務が60時間でしたが、10月は140時間になってしまっています。国井さんの当日の報告では160時間でしたが、精査したら140時間でした。それでも長時間労働に変わりはありません。

国井さんとしては、「任され事もほどほどに」「教材研究もほどほどに」等の対策を行ったものの、長時間労働は改善されなかったということでした。

具体的な対策として、大きな仕事は一人では無理なのでみんなで組織的に行う、教材は共有サーバなどに保存してみんなで使うようにする等は他の学校で

も活用できる事です。

質疑の中で、長時間労働を行っている教員の問題を管理職が課題として考えて面接指導を行っているか、医師の面接指導を指示しているかなどが問題になりました。

また、教員間で長時間労働の実態が共有されていないと仕事を軽減してあげようという気持ちが生まれにくいのではないかと意見も出されました。

若手教員の中には、国井さんのように周りから仕事を頼まれて沢山の仕事を抱え込んでしまっている教員も少なくありません。

管理職の取り組みとともに、衛生委員会などでも超過勤務の問題や改善方法について議論し、具体案を提案していく必要があります。

特に、休日の部活は、土日どちらか1日をを休みにするなどのルールを徹底させる必要があります。徹底させるためにも、顧問任せにするのではなく、PTA総会や生徒集会などで校長などから保護者や生徒に部活の休養日の説明をすべきです。

なお、6月と10月の勤務時間個票は「きんむ君」を使って出した記録ですが、超過勤務を記録するだけでなく、長時間労働の改善に活用しないと何のための「きんむ君」なのかがわからなくなります。

特別支援学校の日常から

勝田特別支援学校の小林さんからは、「うちのクラスのゆかいななかまたち」というテーマで、障害を持った子どもたちの学校生活が報告されました。

レポートの中に、「学校ではだんだんと『将来のために』ということが強調されるようになってきているように思いますが、意外と見落とされていることは『友達同士の関係』ではないでしょうか？

たとえば、いろいろありながらもなんだかんだうちのクラスではこんな感じで友達同士の関係が深まってきていますが、友達との関係があって（深まって）こそ、その友達のよいところから学ぼうとしたり、同級生同士でもある意味“あこがれの気持ち”を抱いたり、負けたくないという気持ちがわいてくるのだと思います」というような



文章があります。

レポート全体からは、子どもたちのしぐさや言葉に注目して、子どもたちが人間関係の中でゆっくり変化していく様子が浮かび上がってきます。ある生徒が毎日の自分の仕事がよくできていることに対して、「よくやったね。〇つけてあげようか」という小林さんの声かけに、子どもからは「いらな～い、5年生だから」とかえってきましたが、小林さんは「こんな小さな心の動き、成長への思いを大切にしていきたいと思います」と語ります。

かかわる子どもたちもいろいろな子がいますが、自分が思う取りにいかなかったりすると意地を張ったり、言葉が乱れ始めるような子どもも登場しますが、小林さんは「悪態をついても最後にはどこかでこの先生に見放されてしまうことを恐れているようなところもちょっとした仕草などから感じていました」と報告しています。

障害があるなしにかかわらず、子どもたちや生徒たちの日常的な仕草や言葉の背景に何があるのかについて想像し、問題行動であっても、そこから子どもたちの成長のきっかけを見つけていくことが非常に重要であることがよくわかるレポートでした。

自然災害問題で県教委に要求書提出

昨年の台風15号、19号の自然災害は茨城県でも大変な被害をもたらしました。学校教育に対する被害も見過ごすことができません。

地球温暖化が原因とされていますが、今年度以降も同じような災害が起こることが予想されます。

組合では、1月に自然災害問題で県教委に要求書を提出しました。要求書は以下の通りです。

豪雨災害の支援強化と災害対策教育の充実を求める要求書

昨年の台風15号、19号の自然災害は、本県においても深刻な被害を引き起こしました。学校教育に及ぼした被害も甚大で、温暖化を原因とする自然災害を考えた場合、来年度以降も同じような自然災害を受ける危険性は高まっています。

また、台風情報が事前に流されているにもかかわらず、休校や放課に関する各学校の決定が遅れて、生徒や教職員が二次災害に巻き込まれかねない状況が生まれました。

つきましては、以下の要求事項に関して真摯に検討していた

だき、自然災害防止の取り組みを強化されることを要求します。

1. 鬼怒商業高校は、5年前の豪雨災害でも浸水して今回も台風19号浸水被害を受けました。県教育委員会として2度の浸水被害の原因を明らかにするとともに、具体的な堤防整備を県や国に要求すること。

2. 台風19号の被害で、JR水郡線は久慈川にかかる橋脚や盛り土が流出するなどの被害が出て、常陸大宮以北で運転を見合わせました。11月1日には大子町内の区間を除いて運転を再開しましたが、運休区間の復旧には1年以上かかると言われています。

高校生の通学の足を保障するために、県教育委員会としてJR水郡線の日も早い完全復旧を県や国に要求すること。

3. 自然災害時の休校や放課の決定については生徒や教職員の意見を聞き、管理職だけで決めるようなやり方を改善すること。また、自然災害時の勤務の判断は教職員個人の判断を尊重すること。

4. 豪雨災害等自然災害に対する事前、事後の対策について教育委員会としてテキストを作成するなどして学校教育の中に取り入れ、生徒・教職員に周知徹底すること。